筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記のとおり、筆界特定の申請が取り下げられたので、不動産登記規則第２４５条第４項の規定により、公告する。

令和８年１１月４日

徳島地方法務局　筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号　　令和８年第１２号

対象土地　　阿南市柳島町八剣７５番３

　　阿南市柳島町八剣７４番１